

- ~~放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示~~
 (昭和五十六年科学技術庁告示第十号)
 (傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>放射性同位元素等の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示</p> <p>(容器に封入することを要しない放射性汚染物の放射性同位元素の濃度)</p> <p>第二条 規則第十八条第一項第一号イの文部科学大臣の定める濃度は、一グラム当たり放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号)第二条第一号に定めるA₂値の一万分の一とする。</p> <p>2 規則第十八条第一項第一号イの文部科学大臣の定める放射線障害の防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 通常の運搬状態で、放射性同位元素(放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。)がが容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。</p> <p>二く三 (略)</p> <p>(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)</p> <p>第三条 規則第十八条第一項第一号ロに規定する承認の申請は、次</p>	<p>放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示</p> <p>(容器に封入することを要しない放射性同位元素によつて汚染された物の放射性同位元素の濃度)</p> <p>第二条 規則第十八条第一項第一号イの文部科学大臣の定める限度は、一グラム当たり放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号)第二条第一号に定めるA₂値の一万分の一とする。</p> <p>2 規則第十八条第一項第一号イの文部科学大臣の定める放射線障害の防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 通常の運搬状態で、放射性同位元素が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。</p> <p>二く三 (略)</p> <p>(容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書)</p> <p>第三条 規則第十八条第一項第一号ロに規定する承認の申請は、次</p>

の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一 (略)

二 運搬する放射性汚染物の種類、数量、形状及び性状

三〜四 (略)

の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一 (略)

二 運搬する放射性同位元素によつて汚染された物の種類、数量、形状及び性状

三〜四 (略)